平成２５年（フ）第１２５号
長崎県大村市日泊町710番地
債務者　橋田　村俊
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　清隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長崎県大村市日泊町710番地
債務者　橋田チヅ子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　清隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
愛知県小牧市外堀１丁目32番地　ドムールＡＫＩ202号室、住民票上の住所岐阜県瑞穂市古橋1573番地６
債務者　小川　正義
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３８９号
茨城県那珂市後台2242番地４　峯島方、旧住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町103番地12　御幸ケ原ハイツ102
債務者　小島奈津美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９６号
茨城県鉾田市飯名474番地５
債務者　茂木　好博
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３７号
茨城県ひたちなか市大字市毛890番地74　グレイス・メゾン市毛Ａ棟102号
債務者　飛田　美樹（旧姓大高）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４０号
茨城県常陸太田市山下町1723番地の６
債務者　根岸ひろみ（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
千葉県館山市沼985番地の11　Ｃ―201
債務者　島村　如是
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５６号
千葉県館山市塩見121番地
債務者　杉山　嘉子（旧姓田仲）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１０８０号
京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町260番地フォーマル21　206号、前住所京都市中京区西ノ京内畑町10番地
債務者　岡前　五郎
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３４号
京都市西京区樫原釘貫25番地１　３棟303号室
債務者　阿部　　新
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３５号
京都市西京区樫原釘貫25番地１　３棟303号室
債務者　阿部　由美（旧姓牧原）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３８号
京都市伏見区竹田浄菩提院町207番地　アークハイツ城南宮106号、前住所京都市伏見区竹田中川原町387番地　リンサンハイツ６階８号
債務者　渡邊　哲三
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４４号
広島市安芸区瀬野西２丁目26番４―102号　ＬＥＶＡＮＴＥ東風七番館
債務者　岡本　　淳
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４８号
広島市安佐南区八木８丁目18番29―203号
債務者　宮脇江利佳
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５３号
広島県東広島市西条中央６丁目18番25号　パルハイツＵＶ204号
債務者　中野　　歩
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６３号
広島市安佐北区三入南１丁目２番２号
債務者　有馬　康則
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部